

# 令和7年度 事業計画書

## 1 基本方針

我が国の社会情勢は平成から令和にかけ、バブル崩壊に伴う混乱やデフレ、世界的な金融危機、複数の大震災や豪雨などの自然災害、そしてコロナ禍にも直面しましたが、これらの難局を乗り越え、現在は長きにわたったコストカット型経済から脱却し、設備投資や雇用情勢などの改善がみられ、賃金も近年類を見ない高い賃上げ率の実現したものの、物価上昇に賃金の伸びが追いつかず、昨年の実質賃金はマイナスとなっており、成長型経済に移行できるかどうかの分岐点にあります。

また、少子高齢化社会が急速に進行しており、高年齢者の労働参加率は高く、現役世代の労働力人口が大幅に減少していることから、経済を活性化させることが非常に重要となっています。

近年、人と人との関係性やつながりは希薄化し地域、家族内で問題を共有し共に支えあう機会が失われつつあり、加えてコロナ禍によりさらに拍車がかかり人との接触機会が減少し、孤独・孤立化の問題が深刻化しています。

このような中、シルバー人材センターを取り巻く環境は、インボイス制度の導入やフリーランス法が施行されるなど大きく変化し、非常に厳しい状況にあります。就業を通じて地域社会の活性化に貢献し、会員の生きがいの充実や孤独・孤立化の防止などシルバー人材センターの役割はさらに重要なものとなっています。

今後も、会員数に応じた就業機会の確保と同時に、会員数の少ない地域に対して出張入会説明会や入会相談会を開催するなど、これまでの実績と経験を活かして諸事業を積極的に推進し、シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」のもと、さらなる発展と飛躍を期すべく高年齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに貢献できるよう、寝屋川市や関係機関等との連携・協力を強め、会員の拡大、就業機会の拡大と適正就業、安全就業を図ってまいります。

## 2 実施計画

### (1) 就業開拓提供事業

ホームページを活用した受託業務の紹介や入会促進を行います。

企業、家庭、官公庁等に対し、臨時的かつ短期的又は軽易な業務の就業機会の開拓を積極的に行い、受託業務を就業希望会員への提供に努めます。

また、センター事業の理念に賛同し、健康で働く意欲の高い高年齢者の入

会促進と、特に女性高年齢者の入会促進を積極的に推進し、会員拡大に努めます。

## (2) 指定管理者事業

指定管理事業として寝屋川市都市公園（11箇所）及び寝屋川市公園墓地の管理運営を実施します。

快適かつ安全に施設を利用していただくため、適正な維持・管理に努めるとともに、自主事業として、花の植栽・樹木チップ及び腐葉土づくり、花の種及び苗の無料配布等緑化の啓発・推進、工作教室等の開催、植物の実及び処分樹木の販売、南寝屋川公園マルシェの開催、墓参り代行サービスを実施します。

また、デジタルサイネージ（電光掲示板）を利用した広報、有料施設における物品の貸出・販売を行い、施設利用率の向上に努め、「利用しやすい施設」を目指した事業を積極的に推進します。

## (3) 普及啓発事業

ホームページを活用した情報提供や就業開拓及び入会促進用リーフレット等の配布や設置を行うとともに、「シルバーの日」の清掃ボランティア活動や各種イベントに積極的に参加するなど、就業等を通じて社会参加を希望する高年齢者に対して、当センターの趣旨・活動の普及啓発を行い、センター事業に対する理解と協力を求めるとともに、同好会活動の充実やシルバー事業の周知・啓発に努めます。

## (4) 研修・講習会事業

会員の就業機会の拡大・促進を図るため、会員及び高年齢者に対して植木剪定や除草など、就業等に必要な知識及び技能の取得や資質の向上を目的とした各種研修・講習会を実施します。

## (5) 相談事業

高年齢者に対して希望に応じた就業機会の提供を促進するため、定期的な入会説明会に加え、会員が不足している地域を中心に出張入会説明会や入会相談会を開催し、会員の加入促進を図るとともに、会員及び高年齢者に対し常時就業相談を行います。

## (6) 安全・適正就業推進事業

会員の安全に対する意識向上と事故を未然に防止するため、安全・適正就業推進委員会を中心として、①安全運転講習会の開催②就業現場へのパトロール③発注者に対する安全管理のための啓発④安全就業基準の周知徹底を図るとともに、自己の健康管理や就業途上の安全意識を高める啓発についての情報提供を行います。

特に事故発生率の高い草刈時における飛散事故防止のため、講習会を通じて会員の安全意識と安全対策を徹底するとともに、ラジコン草刈機を導入し作業効率と会員の安全確保に努めます。

また、「適正就業ガイドライン」の周知徹底を図り、適正な就業の確立に努めます。

(7) 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務にかかる仕事の求人を企業等から受け、希望する高年齢者に対して、就業情報を提供し、有料による就職の斡旋を行います。

(8) 労働者派遣事業

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務にかかる就業の範囲で、請負・委任による就業になじまない事業については、公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会が行う労働者派遣事業による就業を提供し、派遣事業の拡大と適正就業の推進に努めます。

また、派遣労働者の同一労働・同一賃金の実現に向けた改正労働者派遣法に基づき、派遣労働者と派遣先で同種の業務に従事する労働者との間で均等・均衡待遇への確立に努めるとともに、電子契約の導入を積極的に推進し業務の効率化を図ります。

(9) デジタル化推進事業

会員のデジタルリテラシー（知識、理解）の向上、デジタルデバインド（情報格差）の解消を目指し、業務の効率化を図ります。

(10) フリーランス法への対応

会員がフリーランスとして安心して就業できる環境を整えるため、発注事業者との取引を適正化するとともに、就業環境の整備を図ります。

(11) 同好会活動の充実

会員が共通の趣味を通じて仲間作りを行い、楽しみを得るため、新たにゴルフ、健康マージャン、グラウンドゴルフなどの同好会を立ち上げ、会員同士の親睦を深め生きがいの充実に努めます。